

令和2年度（2020年度）第2回

伊丹市子ども・子育て審議会

議 事 要 旨

令和3年（2021年）2月26日（金）

【開催日時】 令和3年（2021年）2月26日（金）午後1時30分～午後2時30分

【開催場所】 伊丹市議会棟 3階 議員総会室

【出席委員】 芝野委員、乾委員、川村委員、大池委員、石川委員、安美委員、  
山崎委員、佐藤委員、下村委員、大澤委員、黒瀬委員、井上委員、  
谷澤委員、森田委員、大野委員

【署名委員】 川村委員、下村委員

【傍聴者】 1名

【議題】

(1) 令和3年度（2021年度）特定教育・保育施設の利用定員について

(3) その他

- ・地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援について

【議事要旨】

・開会

・会議の成立及び公開について

委員18名中15名出席、会議は成立している。

署名委員は川村委員と下村委員。

傍聴者は2名。

・協議事項

(1) 令和3年度（2021年度）特定教育・保育施設の利用定員について

事務局より、資料に基づき、令和3年度における特定教育・保育施設における利用定員について説明。

(質疑)

<石川委員>

全体としては定員の対応可能範囲内に収まっているということだが、待機児童の状況は個別具体として令和2年度、3年度当初どうなっているのか。全体として収まっているように見えても、申し込んだ施設は行けなかった為、諦めるといった事例もあると思われる。

<事務局>

保育所は申請時にいくつか希望する保育所等を記入し申請される。その中で利用調整

を行っていく形を取っており、就労や保育ポイントといわれる点を鑑み、保育の必要性の高い申請者を順位化して保育所の利用について決定している。

そういった中で、まずどの保育所を利用いただくか、必ず内定を行った後に保育所との面談をしていただくこととなる。その面談を通して、保護者やこどもの様子などを施設がご覧になった上で入所していくという流れとなる。その中で市が知る限りの情報を、各施設の施設長と情報交換するなど連携しながら、事業を進めている。

<石川委員>

先程の説明にて各施設が弾力的な運用をしていくと伺ったが、利用定員というものは現実には学年ごとに定められている。例えば第1号に該当する児童として3歳児が保育を希望する場合、通園のしやすさ等、様々な希望がある中、すべての期待に応えられているかどうか微妙なところではと思っている。

それから第3号の児童で言うと、1歳児や2歳児の一部なども、保育施設を利用しにくい状況が一部では発生していると思われる。そのことについて、市は今後どういう風に対応していくのか、そういった一部の不足について市として整備を進めるという形にはならないのか、それとも民間の力も利用して進めるなど考えているのか、このあたりを伺いたい。

<事務局>

民間の保育所の誘致については、阪急伊丹駅周辺、又は市北部で保育事業に対応した保育施設を誘致するといった募集を、昨年に実施している。必要な場所に必要な施設をということで、保育需要のあるところに施設を誘致していくという考え方である

既存の保育所の中では定員を割っているところもあれば、弾力運用しながら定員以上の受入れを行っている施設もある。施設によって対応は、様々であるが、保育士確保が十分できているような施設に、弾力運用しながら受入れを行っていただいている。また児童の受入れには施設の規模も関係する。居室面積も伴っていないと受入れができないため、そういった面も調整をしながら、施設長と相談の上、弾力運用にて受入れを行っていただいている。

<石川委員>

前回の審議会でも発言したが、弾力運用しながら、今後もこども園などの整備を進めていく予定にはなっているものの、一部の施設においては、定員割れとなっている。保育所、幼稚園、こども園において規模の小さい所はちょっとした子どもの減少でも経営的にはかなり厳しくなるところがある。仮に定員割れしているとしてもその施設はその地域にとってはかけがえのない施設であり、なくなると住民サービス上、問題も起きるという施設がほとんどだと思われる。そういうところも支えながら今後、事業を進めていくといっ

たことを行政として支援いただけるのか、考えはあるのか。

<事務局>

保育所を誘致して地域の活性化を図っていくという考え方があると思っている。しかしながら、事業者に対して、定員割れが発生する場所を誘致して事業を行っていただくということは非常に難しい。

ここに作りたい、ただその場所には児童がいないといった条件となるような募集の仕方は、やりにくいところがある。必要な場所に必要な施設をとということで考えているが、地域の活性化の面から、子どもの少ない地域というのが生じてくるというのは問題だという意識を持っている。

<石川委員>

前回か前々回かで触れたが、個々に表れていない数字がある。それが無認可施設や企業型保育施設等であるが、市内にいくつかあるため、現実には児童がそこに通っている。そういう施設も子ども・子育ての部分を支えるという役割を果たしている。一方で事業計画を作成の上、資金を投入しながら事業を進めている認可施設で定員割れしているところは、無認可施設の存在が、場合によっては経営を圧迫する要因にもなっている。

そういった点について行政としてどのように対応していくのか、特に認可施設で従来から教育・保育を行っている幼稚園、保育園にもう少し元気が出るようなメッセージがあると嬉しい、それこそ教育に専念しやすいということに繋がるのではと思っている。考えを言ってもらえないか。

<事務局>

伊丹市内にも認可外保育所が20程あり、そのうち企業主導型保育事業というのが7つ程ある。待機児童解消ということで国が認証しているこの企業主導型保育事業は平成28年度から制度ができ、待機児童解消の一助になっている。

認可外保育施設も一定の基準を設定して県の方で適合証明を出すというような流れで、質の向上に努めているところであり、市全体として就学前施設、認可保育施設、認可外保育施設とを総合的に考えていく必要がある。また基本的には認可外施設を認可保育施設に引き上げていくという方向ではあるとも思うので、研修などの支援をしていきながら、より認可施設に近づけていきたい。

<事務局>

教育委員会としての考え方をご質問されたので、その点をお答えする。教育委員会としては、幼児教育を進めるときに市として、公私立別、認可、認可外別であるということではなく全ての幼児期にある児童を対象とした教育を推進していくというのが大きな方針

である。教育ビジョンを立て、総合的なカリキュラムを作る中で保育士の資質を上げていくというのが大きな問題となっているので、その点について、認可外の保育所も合同で研修を行い、総合的に質を高めていくという取り組みを進めていくというのが大きな考えとなる。

### (3) その他

事務局より、資料に基づき、地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援について説明。

(質疑)

<大野委員>

資料に示される図で「子どものための教育・保育給付」と記載されるメニューにおいて、現在、施設型給付や地域型保育給付など示され、3歳以上の児童等が現在、無償化の対象になっている。今回はその中には入っていないが「地域子ども・子育て支援事業」における「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」の中に国が新たに事業を位置づけて、これまで無償化の対象にはなっていなかった幼児教育類似施設について、実質的に無償化に近いような給付が為されるという理解でよろしいか。

<事務局>

そのとおりである。

<石川委員>

今回、国が出してきている事業は、幼稚園団体からしてみても非常に気になっている。いわゆる無認可教育施設に対する支援策があってしかるべきではないかという熱心な方針による提案かと思っている。無認可保育施設について、様々な基準などを認可施設に近づけて質を担保していくということだが、教育という世界はまた別のやり方で事業を行っているため、例えば園舎等を持たずに実施されるような教育活動等に対しての支援をイメージされているのかなと考えている。それを実施主体も法人化していない中で、どういう風に支援していくのか、なかなか難しい課題だというのが、これまでの議論だったかと思う。

その為、もう少し具体的に文科省なり、地方の子ども・子育て会議にて内容を示していただかないと、現実として財政支出のスキームを作るのは簡単ではないと認識している。

<芝野会長>

これから事業内容を詰めていくと思うが、事務局の方で今の意見について何かあるか。

<事務局>

施設のない幼稚園や、外国人の幼稚園等を想定しながら、この事業が提示されているものと認識している。詳細な内容が示されてから、事業を検討しようと思っているが、これまで支援している施設なども含め調整の上、この事業を実施するものと考えている。現在、情報のない中でこういった予算が組まれているため、更なる情報収集の上、令和3年度改めて考えていきたい。

<事務局>

事務局より補足にて連絡する。本事業については次年度の審議会にて詳細を説明させていただきたい。なお「多様な主体の参入促進事業」は計画本編76ページに記載している。現在のところ、計画本編の変更等は予定していないが、本事業の詳細決定後、調整が必要となった場合、次回審議会にて説明する。